

令和7年2月20日開催

由利本荘市農業委員会総会議事録
(公開用)

由 利 本 荘 市 農 業 委 員 会

由利本荘市農業委員会総会（令和7年第2回）議事録

1. 開催日時 令和7年2月20日（木曜日）午後3時

2. 開催場所 ボートプラザ・アクアパル「多目的ホール」

3. 出席委員（21名）

1 番 佐 藤 崇	1 5 番 佐 藤 喜 勝
2 番 小 松 健	1 6 番 佐々木 剛
3 番 齋 藤 誠	1 7 番 伊 藤 剛
4 番 庄 司 和 夫	1 8 番 加 藤 三 敏
7 番 菅 原 文 克	1 9 番 大 瀧 浪 雄
9 番 三 浦 幸 夫	2 0 番 佐々木 純 一
1 0 番 吉 尾 麻 美	2 1 番 小 野 晃 一
1 1 番 巴 寛	2 2 番 豊 島 靖 喜
1 2 番 佐 藤 源 樹	2 3 番 真 坂 和 都
1 3 番 佐 藤 榮 一	2 4 番 富 樫 公 一
1 4 番 畑 山 留美子	

4. 欠席委員（3名）

5 番 佐々木 亨	6 番 伊 藤 直 子
8 番 板 垣 利 明	

5. 議事日程第1号 令和7年2月20日（木曜日） 午後3時開会

第 1. 議事録署名委員指名	
第 2. 会議書記任命	
第 3. 会期決定	
第 4. 議案第 8 号	農地法第3条の規定に基づく所有権移転の件
第 5. 議案第 9 号	農地法第18条第1項の規定に基づく賃貸借の解除の件
第 6. 議案第10号	農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定の件
第 7. 議案第11号	農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画案に対する意見について（一括方式）
第 8. 議案第12号	農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画案に対する意見について（その他）
第 9. 議案第13号	農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画案に対する意見について（所有権移転）
第10. 議案第14号	農地法第4条第「1項の規定に基づく使用目的変更の件
第11. 議案第15号	農地法第5条第1項の規定に基づく使用目的変更に伴う使用貸借権設定の件
第12. 議案第16号	農地法第5条第1項の規定に基づく使用目的変更に伴う所有権移転の件
第13. 議案第17号	由利本荘市農作業標準料金（案）について

6. 本日の会議に付した事件
議事日程第1号のとおり

7. 出席した事務局職員

事務局 長	木 内 卓 朗	次 長	齊 藤 政 樹
次 長 兼 農 地 班 長	二 見 真 之	農 政 班 長	三 保 敦
専 門 員	今 野 政 幸	主 査 (矢 島 庶 務 班)	田 口 達 也
主 任 (岩 城 庶 務 班)	池 田 健 人	主 事 (由 利 庶 務 班)	畠 山 秀
主 事 (東 由 利 庶 務 班)	石 渡 穰	主 査 (西 目 庶 務 班)	巴 留 美 子
主 事 (鳥 海 庶 務 班)	佐 藤 海 士		

8. 総会議長

富 樫 公 一

9. 議事録署名委員

2 3 番 真 坂 和 都
1 番 佐 藤 崇

10. 会議の概要

○議長

これより令和7年2月5日公示招集されました、令和7年第2回農業委員会総会を開会いたします。

ただいまの出席委員は、委員総数24名中21名であります。

5番佐々木亨委員、6番伊藤直子委員、8番板垣利明委員より欠席の届け出があります。

出席委員は定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

本日の提出案件は、議案第8号から議案第17号までの計10件であります。

○議長

それでは、これより議事に入ります。本日の議事は、議事日程第1号をもって進めます。これにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議ないものと認めます。

よって、本日の議事は、議事日程第1号をもって進めます。

○議長

日程第1、「議事録署名委員の指名」を行います。会議規則第13条の規定に基づき、議事録署名委員に、23番真坂和都委員、1番佐藤崇委員の両名を指名いたします。

○議長

日程第2、「会議書記」には、事務局職員を任命いたします。

○議長

日程第3、「会期決定」の件を議題といたします。

お諮りいたします。本日の会議の会期は、本日1日限りと決して、これにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。

よって、本日の会議の会期は、本日1日限りと決定いたしました。

○議長

日程第４、議案第８号「農地法第３条の規定に基づく所有権移転の件」を議題とし、事務局より説明を求めます。

○事務局

（議案第８号について、議案書に基づき取扱件数を述べ、申請内容については記載の通りで、農地法第３条第２項の各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしている旨説明する。）

○議長

議案第８号の事務局説明が終わりましたので、ご質問、ご意見を承ります。ご質問、ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問、ご意見ないものと認めます。

お諮りいたします。議案第８号は、申請が適法と認め許可することに、ご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。

よって、議案第８号は、申請が適法と認め許可することに決定いたしました。

○議長

日程第５、議案第９号「農地法第１８条第１項の規定に基づく賃貸借の解除の件について」を議題とし、事務局より説明を求めます。

○事務局

議案第９号について議案書に基づき朗読し、申請内容については記載のとおりで、利用権設定期間中の賃貸借契約について解約等を行う場合、賃貸人・賃借人双方合意による合意解約、また、解除条件付き賃貸借において賃借人が農地を適正利用していないと認められる場合、などの一定条件を除き、農地法第１８条第１項の規定に基づく、都道府県知事の許可が必要となり、本市の取扱いは、県より許可権限の委譲を受けており、農業委員会会長名での許可の発出となる。

申請農地は、賃借人が適正に管理せず音信不通となっており、雑草が生え放任園地状態で他の園地に被害を及ぼしているほか、近年は賃借料の支払いを滞納していることから、賃貸人が賃貸借の解除について許可申請を行ったもので、本案件は、許可要件である、農地法第１８条第２項第１号「賃借人が信義に反した行為をした場合」に該当し、許可相当と判断する旨説明する。

なお、秋田県農業会議の意見聴取の対象であり、本総会で許可相当と決定した場合は、秋田県農業会議に諮問のうえ、許可相当の答申があり次第許可することになる旨を説明する。

○議長

議案第９号の事務局説明が終わりましたので、ご質問、ご意見を承ります。ご質問、ご意見ございませんか。

【１８番加藤三敏委員手を挙げる】

○議長

１８番加藤三敏委員。

○１８番・加藤三敏委員

この方は果樹を植え付けて放置したという認識でよいですか。

○事務局

はい、そうです。

○18番・加藤三敏委員

この人は、県の研修制度を利用して入ってきた人ですか。それともどこかで勉強して入ってきた人ですか。

○事務局

研修制度は利用していなく、社長自体は東京在住の方で、実際管理を行っていたのは地元の果樹園でリンゴを栽培してきたご夫婦になります。

○議長

他にございませんか。ご質問、ご意見ないものと認めます。

事務局説明のとおり、議案第9号は、秋田県農業会議の意見を必要とする議案であります。

お諮りいたします。議案第9号は、申請が適法と認め、許可相当とし、秋田県農業会議に諮問することに、ご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。

よって、議案第9号は、申請が適法と認め、許可相当とし、秋田県農業会議に諮問のうえ、許可相当の答申があり次第、許可することに決定いたしました。

○議長

日程第6、議案第10号「農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定の件」を議題としますが、本議案の1番につきましては、13番佐藤榮一委員が関係する事案でありますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づき退席していただきます。暫時休憩いたします。

【佐藤榮一委員退席】

○議長

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

議案第10号1番につきまして、事務局より説明を求めます。

○事務局

（議案第10号1番について、議案書に基づき朗読し、申請内容については議案書記載の通りで、令和4年法律第56号農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条の改定による改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各号を満たしている旨説明する。）

○議長

議案第10号1番の事務局説明が終わりましたので、ご質問、ご意見を承ります。ご質問、ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問、ご意見ないものと認めます。

お諮りいたします。議案第10号1番は、原案どおり承認することに、ご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。

よって、議案第10号1番は、原案どおり承認することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

【佐藤榮一委員着席】

○議長

休憩前に引き続き、会議を再開します。

引き続き、議案第10号を議題としますが、本議案の2番につきましては、12番佐藤源樹委員が関係する事案でありますので、規定に基づき退席していただきます。

暫時休憩いたします。

【佐藤源樹委員退席】

○議長

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

議案第10号2番につきまして、事務局より説明を求めます。

○事務局

（議案第10号2番について、議案書に基づき朗読し、申請内容については議案書記載の通りで、令和4年法律第56号農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条の改定による改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各号を満たしている旨説明する。）

○議長

議案第10号2番の事務局説明が終わりましたので、ご質問、ご意見を承ります。ご質問、ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問、ご意見ないものと認めます。

お諮りいたします。議案第10号2番は、原案どおり承認することに、ご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。

よって、議案第10号2番は、原案どおり承認することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

【佐藤源樹委員着席】

○議長

休憩前に引き続き、会議を再開します。

引き続き、議案第10号を議題としますが、3番から75番につきまして、事務局より説明を求めます。

○事務局

（議案第10号3番から75番について、取扱件数を述べ議案書に基づき朗読し、申請内容については議案書記載の通りで、令和4年法律第56号農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条の改定による改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各号を満たしている旨説明する。）

○議長

議案第10号3番から75番の事務局説明が終わりましたので、ご質問、ご意見を承ります。ご質問、ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問、ご意見ないものと認めます。

お諮りいたします。議案第10号3番から75番は、原案どおり承認することに、ご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。

よって、議案第10号3番から75番は、原案どおり承認することに決定いたしました。

○議長

日程第7、議案第11号「農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画案に対する意見について（一括方式）」を議題とし、事務局より説明を求めます。

○事務局

（議案第11号について、議案書に基づき取り扱い件数を述べ、申請内容については記載のとおりで、農用地利用集積等促進計画の認可の要件である農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の各号を満たしている旨を説明する。）

○議長

議案第11号の事務局説明が終わりましたので、ご質問、ご意見を承ります。ご質問、ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問、ご意見ないものと認めます。

お諮りいたします。議案第11号は、原案が適当と認め、異存ない旨の意見を付して、由利本荘市長に回答することにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。

よって、議案第11号は、原案が適当と認め、異存ない旨の意見を付して、由利本荘市長に回答することに決定いたしました。

○議長

日程第8、議案第12号「農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画案に対する意見について（その他）」を議題とし、事務局より説明を求めます。

○事務局

（議案第12号について、議案書に基づき取り扱い件数を述べ、申請内容については記載のとおりで、農用地利用集積等促進計画の認可の要件である農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の各号を満たしている旨説明する。）

○議長

議案第12号の事務局説明が終わりましたので、ご質問、ご意見を承ります。ご質問、ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問、ご意見ないものと認めます。

お諮りいたします。議案第12号は原案が適当と認め、異存ない旨の意見を付して、由利本荘市長に回答することにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。

よって、議案第12号は、原案が適当と認め、異存ない旨の意見を付して、由利本荘市長に回答することに決定いたしました。

○議長

日程第9、議案第13号「農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画案に対する意見について（所有権移転）」を議題とし、事務局より説明を求めます。

○事務局

（議案第13号について、議案書に基づき取り扱い件数を述べ、申請内容については記載のとおりで、農用地利用集積等促進計画の認可の要件である農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の各号を満たしている旨を説明する。）

○議長

議案第13号の事務局説明が終わりましたので、ご質問、ご意見を承ります。ご質問、ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問、ご意見ないものと認めます。

お諮りいたします。議案第13号は原案が適当と認め、異存ない旨の意見を付して、由利本荘市長に回答することにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。

よって、議案第13号は、原案が適当と認め、異存ない旨の意見を付して、由利本荘市長に回答することに決定いたしました。

○議長

日程第10、議案第14号「農地法第4条第1項の規定に基づく使用目的変更の件」を議題とし、事務局より説明を求めます。

○事務局

議案第6号について、議案書に基づき朗読し、申請事由、転用事業の概要、申請位置、資金計画などの面から、農地区分等の立地基準、転用目的等の一般基準からみても許可相当と判断する旨を説明する。

なお、本案件については、30aを超えないが、第1種、第3種いずれの農地にも該当しない第2種農地のため、秋田県農業会議の意見聴取の対象になり、本総会で許可相当と決定した場合は、秋田県農業会議に諮問のうえ、許可相当の答申があり次第許可することになる旨説明する。

○議長

議案第14号の事務局説明が終わりました。

これより現地調査を行った結果につきまして、ご報告をお願いします。

調査員、9番三浦幸夫委員。

○9番・三浦幸夫委員

調査日時、現地調査出席者を報告し、申請地の周辺状況、被害防除計画などにより、周辺農地に係る営農条件への支障は問題ないものと確認してきた旨を報告する。

○議長

ご苦勞様でした。

議案第14号の事務局説明、現地調査報告が終わりましたので、ご質問、ご意見を承ります。

ご質問、ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問、ご意見ないものと認めます。

事務局説明のとおり、議案第14号は、秋田県農業会議の意見を必要とする議案であります。

お諮りいたします。議案第14号は、申請が適法と認め、許可相当とし、秋田県農業会議に諮問することに、ご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。

よって、議案第14号は、申請が適法と認め、許可相当とし、秋田県農業会議に諮問のうえ、許可相当の答申があり次第、許可することに決定いたしました。

○議長

日程第11、議案第15号「農地法第5条第1項の規定に基づく使用目的変更に伴う使用貸借権設定の件」を議題とし、1番につきまして、事務局より説明を求めます。

○事務局

議案第15号1番について、議案書に基づき朗読し、申請事由、転用事業の概要、申請位置、資金計画などの面から、農地区分等の立地基準、転用目的等の一般基準からみても許可相当と判断する旨を説明する。

なお、本案件については、秋田県農業会議の意見聴取の必要としない案件であり、本総会で許可することに決定した場合は、総会翌日付けで許可することになる旨を説明する。

○議長

議案第15号1番の事務局説明が終わりました。

これより現地調査を行った結果につきまして、ご報告をお願いいたします。

17番伊藤剛委員。

○17番・伊藤剛委員。

調査日時、現地調査出席者を報告し、申請地の周辺状況、被害防除計画などにより、周辺農地に係る営農条件への支障は問題ないものと確認してきた旨を報告する。

○議長

ご苦勞様でした。

議案第15号1番の事務局説明、現地調査報告が終わりましたので、ご質問、ご意見を承りますご質問、ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問、ご意見ないものと認めます。

○議長

次に、議案第15号2番につきまして、事務局より説明を求めます。

○事務局

議案第15号2番について、議案書に基づき朗読し、申請事由、転用事業の概要、申請位置、資金計画などの面から、農地区分等の立地基準、転用目的等の一般基準からみても許可相当と判断する旨を説明する。

なお、本案件については、秋田県農業会議の意見聴取の必要としない案件であり、本総会で許

可することに決定した場合は、総会翌日付けで許可することになる旨を説明する。

○議長

議案第15号2番の事務局説明が終わりました。

これより現地調査を行った結果につきまして、ご報告をお願いいたします。

調査員、9番三浦幸夫委員。

○9番・三浦幸夫委員

調査日時、現地調査出席者を報告し、申請地の周辺状況、被害防除計画などにより、周辺農地に係る営農条件への支障は問題ないものと確認してきた旨を報告する。

○議長

ご苦労様でした。

議案第15号2番の事務局説明、現地調査報告が終わりましたので、ご質問、ご意見を承りますご質問、ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問、ご意見ないものと認めます。

事務局説明のとおり、議案第15号1番と2番は、秋田県農業会議の意見を必要としない議案であります。

お諮りいたします。議案第15号1番と2番は、申請が適法と認め、許可することにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。

よって、議案第15号1番と2番は、申請が適法と認め、許可することに決定いたしました。

○議長

日程第12、議案第16号「農地法第5条第1項の規定に基づく使用目的変更に伴う所有権移転の件」を議題とし、事務局より説明を求めます。

○事務局

議案第16号について、議案書に基づき朗読し、申請事由、転用事業の概要、申請位置、資金計画などの面から、農地区分等の立地基準、転用目的等の一般基準からみても許可相当と判断する旨を説明する。

なお、本案件については、秋田県農業会議の意見聴取の対象になり、本総会で許可相当と決定した場合は、秋田県農業会議に諮問のうえ、許可相当の答申があり次第許可することになる旨説明する。

○議長

議案第16号の事務局説明が終わりました。

これより現地調査を行った結果につきまして、ご報告をお願いします。

調査員、7番菅原文克委員。

○7番・菅原文克委員

調査日時、現地調査出席者を報告し、申請地の周辺状況、被害防除計画などにより、周辺農地に係る営農条件への支障は問題ないものと確認してきた旨を報告する。

○議長

ご苦勞様でした。

議案第16号の事務局説明、現地調査報告が終わりましたので、ご質問、ご意見を承ります。
ご質問、ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問、ご意見ないものと認めます。

事務局説明のとおり、議案第16号は、秋田県農業会議の意見を必要とする議案であります。
お諮りいたします。議案第16号は、申請が適法と認め、許可相当とし、秋田県農業会議に諮問することに。ご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。

よって、議案第16号は、申請が適法と認め、許可相当とし、秋田県農業会議に諮問のうえ、許可相当の答申があり次第、許可することに決定いたしました。

○議長

日程第13、議案第17号「由利本荘市農作業標準料金（案）について」を議題とし、事務局より説明を求めます。事務局。

○事務局

議案第17号について議案書に基づき朗読し、内容は1月の委員全員協議会でご説明したとおりである旨を説明する。

○議長

議案第17号の事務局説明が終わりましたので、ご質問、ご意見を承ります。ご質問、ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問、ご意見ないものと認めます。

お諮りいたします。議案第17号は、原案どおり承認することにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。

よって、議案第17号は、原案どおり承認することに決定いたしました。

○議長

この際、お諮りいたします。

今総会で決定されました議案において、その字句、数字、その他文案等の整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任されたいと思います。これにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議ないものと認めます。よってそのように決定いたしました。

以上をもちまして、本日の議事日程は、すべて終了いたしました。

これをもちまして、本日の会議を閉会いたします。

（午後3時50分閉会）

由利本荘市農業委員会総会会議規則第13条第1項の規定によりここに署名する。

由利本荘市農業委員会

総 会 議 長

富 樫 公 一

議事録署名委員

真 坂 和 都

議事録署名委員

佐 藤 崇